○経済産業省告示第八十三号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の七第一号の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する告示

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定する件（平成三十年経済産業省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　有価証券 イ　地方債 ロ　特別の法律により設立された法人の発行する債券	一　有価証券 イ　地方債 ロ　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

附　則

この告示は、令和六年五月十日から施行する。

○経済産業省告示第八十四号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十四条第三項ただし書、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十一条第四項ただし書、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十三条第三項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十八条第三項ただし書並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和六年五月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗

1　事由

令和六年能登半島地震

2　経済産業大臣が定める期間

一　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所を有する者であって、冷凍保安規則第四十四条第三項、液化石油ガス保安規則第八十一条第四項、一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項ただし書、液化石油ガス保安規則第八十一条第四項ただし書、一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項ただし書、コンビナート等保安規則第三十八条第三項ただし書並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により定期自主検査を行わなければならない期間が令和六年一月一日から八月三十一日までの間に終了するものについては、当該期間を令和六年八月三十一日まで延長する。

二　特定被災区域内に所在する事業所を有する者又は特定被災区域内に所在する一般消費者等（液化石油ガス法第二条第二項に規定する「一般消費者等」をいう。）に係る保安業務（液化石油ガス法第二十七条第一項に規定する「保安業務」という。）を行わなければならない者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同令第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間、同令第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同令第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間が令和六年一月一日から八月三十一日までの間に終了するものについては、当該期間を令和六年八月三十一日まで延長する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和六年五月一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九竜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　福島県石川郡古殿町大字田口字西入山及び字東入山の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和四十四年建設省告示第六百十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三七度〇六分二七秒一八九六	東経一四〇度三一分二四秒四〇三二
二点	北緯三七度〇六分二八秒二二八五	東経一四〇度三一分二三秒七九四七
三点	北緯三七度〇六分三〇秒五八三六	東経一四〇度三一分二三秒九三二一

ロ　福島県石川郡古殿町大字田口字東入山の区域内の土地のうち、次の四点から九点までを順次結んだ線及び四点と九点を昭和四十四年建設省告示第六百十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

四点	北緯三七度〇六分三二秒五七九三	東経一四〇度三一分二二秒七四七五
五点	北緯三七度〇六分三三秒三〇二九	東経一四〇度三一分二二秒五九〇八
六点	北緯三七度〇六分三三秒九四四五	東経一四〇度三一分二三秒三三五九
七点	北緯三七度〇六分三四秒一六四八	東経一四〇度三一分二四秒〇八八〇
八点	北緯三七度〇六分三三秒九七五九	東経一四〇度三一分二四秒六五三六
九点	北緯三七度〇六分三二秒五〇六九	東経一四〇度三一分二五秒三四九七

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

林沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

福島県双葉郡川内村大字上川内字林及び字沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三七度二〇分五四秒五六三二	東経一四〇度四八分一四秒四三七五
二点	北緯三七度二〇分五四秒四七四四	東経一四〇度四八分一五秒〇二四九
三点	北緯三七度二〇分五四秒一五九一	東経一四〇度四八分一五秒四八二三
四点	北緯三七度二〇分五二秒三四七一	東経一四〇度四八分一四秒八三七九
五点	北緯三七度二〇分五一秒三一三五	東経一四〇度四八分一五秒二四二八
六点	北緯三七度二〇分五〇秒九二七八	東経一四〇度四八分一五秒七五七〇
七点	北緯三七度二〇分五〇秒八二九七	東経一四〇度四八分一六秒八七四八
八点	北緯三七度二〇分四八秒九五二四	東経一四〇度四八分一七秒三九一七
九点	北緯三七度二〇分四八秒七九六四	東経一四〇度四八分一八秒〇三五三
十点	北緯三七度二〇分五二秒二六八九	東経一四〇度四八分二一秒〇三六四
十一点	北緯三七度二〇分五五秒六一九九	東経一四〇度四八分二六秒八三〇〇
十二点	北緯三七度二〇分五五秒七一四二	東経一四〇度四八分二七秒五四〇八
十三点	北緯三七度二〇分五〇秒七二三八	東経一四〇度四八分二二秒〇六一二
十四点	北緯三七度二〇分四九秒二一一七	東経一四〇度四八分二二秒三三七七
十五点	北緯三七度二〇分四六秒九二六五	東経一四〇度四八分二〇秒二九〇六
十六点	北緯三七度二〇分四七秒二七四八	東経一四〇度四八分一八秒七五九六
十七点	北緯三七度二〇分四八秒六二〇一	東経一四〇度四八分一七秒五六三五
十八点	北緯三七度二〇分四八秒六四四九	東経一四〇度四八分一七秒一〇一六
十九点	北緯三七度二〇分四九秒六三七四	東経一四〇度四八分一六秒七四三一
二十点	北緯三七度二〇分五〇秒五三九〇	東経一四〇度四八分一六秒八七四八
二十一点	北緯三七度二〇分五〇秒六四九二	東経一四〇度四八分一五秒三八三八
二十二点	北緯三七度二〇分五一秒二二三四	東経一四〇度四八分一四秒九六一九
二十三点	北緯三七度二〇分五二秒三三七九	東経一四〇度四八分一四秒四五四〇
二十四点	北緯三七度二〇分五三秒五八二四	東経一四〇度四八分一四秒九八八五